

函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月6日

函館市長 工 藤 壽 樹

#### 函館市条例第11号

函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年函館市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第10条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車および降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。
- (8) 通園を目的とした自動車（運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行うこと。

附則第4条中「前2条」を「附則第2条から前条まで」に改め、同条を附則第6条とし、附則第3条の次に次の2条を加える。

第4条 第5条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格

を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師または准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第5条 前条の規定により第5条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者を看護師等をもって代える場合においては、当該看護師等の総数は、第4条第1項および第2項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 認定こども園において、改正後の第10条第8号に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同号に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同条第7号に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置および使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。